

## 海外人材 News Pick Up

Vol.10 (2024.04.15号)

### 技能実習制度が廃止、それに代わる新制度「育成就労」が創設へ

技能実習制度の廃止とそれに代わる新制度「育成就労」の創設について閣議決定されました。法案は今国会に提出され成立後、2027年までに実現される見通しです。

遂に約30年もの長きにわたって運用されてきた技能実習制度が廃止されます。

技能実習制度の最大の批判されるポイントであった転職制限は、新制度では、入社後1～2年で要件を満たせば転職が可能になります。

ただし、転職の際は、民間の人材紹介会社がそれに介入することは禁止される方向。ハローワークや現在の技能実習制度の監理団体（監理支援機関）などに限定されるそうです。

技能実習制度では、受け入れる企業と実習生の間で運用を管理すべき立ち位置の監理団体が、本来その立ち位置で持つべき中立性や独立性が適正に確保されているのか疑問視されていたことから、新制度で受入れを仲介する監理支援機関（おそらく現行の技能実習制度の監理団体がまた改めて要件を満たせばその機関として活動できるようになりそう）に対して、外部監査人の設置を義務付けるようにするそうです。

また、現在、企業が外国人を不法就労させたりする違法行為が増えていることから、その不法就労助長罪の刑の内容をより一層厳しく取り締まる法改正も行われる方向性です。

新制度「育成就労」を管理する政府機関「外国人育成就労機構」も新設とのことです。

▼出典一産経：外国人技能実習廃止し「育成就労」を創設、不正対策も強化 適正化法など改正案を閣議決定

<https://www.sankei.com/article/20240315-RX6HPWY6U5O2DNQ6OVFGBXDSN4/>

### 特定技能の受入れ可能な職種に、運転手や駅員など4分野が新たに追加

特定技能の受入れ可能分野に、自動車運送業・鉄道・林業・木材産業が新たに追加されること閣議決定されました。タクシー・バス・トラック・電車の運転手、駅員に就労ビザで外国人採用が可能になります。今後は、パブリックコメント、省令の改正が行われ、実際の受入れが開始される見込みです。

物流業の大手がさっそく、2032年度までに外国人運転手100人確保に乗り出すとの報道も出ています。

タクシー・バス・トラック・電車の運転手や駅員については、特に高い日本語コミュニケーション能力が求められることから、他の分野よりも厳しい日本語能力証明の要件が課される見通しです。

また、新たに追加される林業では森林を育成管理する業務、木材産業では木材加工などに従事する業務が想定されています。

▼出入国在留管理庁：特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加について（令和6年3月29日閣議決定）

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/2024.03.29.kakugikettei.html>

## 特定技能ビザで働く外国人、20万人を突破

出入国在留管理庁から2023年12月末時点の特定技能ビザで就労する外国人の人数が公表され、20万8千人にも上ります。インドネシアとミャンマーの国籍の人数が占める割合が増加。また、職種別では、介護職が占める割合が着実に増えていっている状況です。

▼出入国在留管理庁：特定技能制度運用状況（令和5年12月末）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359454.pdf>

## ミャンマー、徴兵制を導入

JITCOから3月7日、ミャンマーの徴兵制についてご留意くださいというお知らせが発表されました。今後情勢が変わっていく可能性はありますが、ミャンマー人の外国人従業員を雇用する企業は留意する必要があります。基本的には18～35歳の男性は2年間の兵役、国家の緊急事態のときは最大5年間とのこと（例外など様々な規定があります）

▼JITCO：ミャンマーの徴兵制についてご留意ください

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/31860/>

## 特定技能の製造業について名称がリニューアル。受入れ可能職種も多数追加

「製造業」で特定技能ビザによって外国人受け入れが可能な職種が新たに多数追加！分野の名称も新たに「工業製品製造業分野」に変更。閣議決定されました。新追加された業種での実際の受入れ開始時期は、これから政府で規定を調整後、決まり次第HPで告知予定とのこと。

●分野名が変更

(旧) 「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」

↓↓↓

(新) 「工業製品製造業分野」

**●受入れ可能業種数大幅解禁**

(旧) 素形材産業・産業機械製造業・電気電子情報関連産業・金属表面処理業

↓↓↓

(新追加) +鉄鋼業・金属製サッシドア製造業・プラスチック製品製造業・紙器段ボール箱製造業・コンクリート製品製造業・陶磁器製品製造業・繊維業・金属製品塗装業・RPF製造業・印刷関連業・こん包業

**●業務区分も大幅解禁**

(旧) 機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理

↓↓↓

(新追加) +機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器段ボール箱製造・コンクリート製品製造・陶磁器製品製造・紡織製品製造・縫製・RPF製造・印刷製本

▼経産省：製造業分野の特定技能制度について

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/pdf/20240329.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20240329.pdf)

**訪問介護の業務が、特定技能の介護職で可能に**

特定技能の介護職で「訪問介護」の業務が出来るようになる！厚労省が解禁する方針を示しました。早くも2024年度中にも実現する見通し。

訪問介護の業務をやる場合ならでの特別な要件が付加される方向とのこと。

例えば、それを斡旋する人材紹介業者に対して雇用主である訪問介護事業者の事業所などを巡回訪問し適切に運用されているかを確認する義務を課したり、雇用主である訪問介護事業者に対しては利用者や家族に外国人スタッフが訪問することをしっかり説明する義務を課したりする内容が想定されているそうです。

▼出典一日経：訪問介護、特定技能外国人も可能に 研修の修了など要件

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA21BQ60R20C24A300000/>

**政府が今後の特定技能の受入れに意欲。今後5年間でさらに80万人増加を試算**

特定技能ビザの外国人雇用を2024年度から5年間でさらに約80万人増加へ、政府が試算。これまで設けていた受け入れ人数の上限数を2倍増やす。新たに自動車運送・鉄道・林業・木材産業の4分野を追加する方向で検討し、既にある製造業分野にも繊維などの業務も加える方向。新たに受け入れ分野を増やして、その分の人数を増やすということで注力していくとのこと。報道がありました。

▼出典一共同通信：外国人労働者、5年で約80万人 特定技能制度、4分野追加も検討

<https://nordot.app/1137571039933317146?c=113147194022725109>

## 特定技能へ移行するための暫定的ビザの在留期間が延長へ

特定技能に移行するのに前の在留資格の満了日までに間に合わなかった場合、暫定的な在留資格というのが4カ月間認められていましたが、さらに緩和され6カ月間に延長されることが入管から発表されました。

▼出入国在留管理庁・「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10\\_00025.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html)

## 新制度「育成就労」の転職可能期間は1年以上2年以内で設定する方向

技能実習制度の廃止後、それに代わって新設される制度「育成就労」。外国人の転職がしやすくなる制度として、入職後から何年経過したら転職が可能になるのか？その期間規定に注目が集まっていますが、政府が「最長2年経過後」との方針を決定しました。

これまで、政府の有識者会議にて、技能実習制度を廃止してそれに代わる新制度を創設する議論がずっと行われてきました。そして昨年の暮れ頃にその議論がいったん終焉し、最終報告書が取りまとめられました。

その議論が行われてきた中では、一時は、たった1年経過したらもう転職を認めてもよいのではないか、という方向性であった時もあり、それがやはり雇用主サイドからは1年だと短すぎるという意見もあったりして二転三転してきましたが、この度最終報告書が取りまとめられたことにより、2月9日に関係閣僚会議が開かれ、最終報告書を踏まえての政府としての方針が決定されました。

転職が可能になる期間規定としては、受け入れる業種分野ごとに異なり、それぞれの業種分野の事情に合わせて、1年以上2年以内で設定する方向性で進められることに決まりました。

これから、その方針に基づき法案が作成され、その作成された法案が今年の国会に提出される見通しです。

▼出入国在留管理庁：技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/others/03\\_00086.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/others/03_00086.html)

## 新制度「育成就労」、転職の際に民間業者の参入を禁止する方向

政府では、技能実習制度を廃止、その後それに代わる新制度「育成就労」を創設する方向で議論が進んでいます。

技能実習制度では、技能実習生が転職するためには、ひとつの職場で3年間働き続ける必要がありましたが、新制度ではその要件を緩和して1～2年働き続ければ転職が可能になる方向性で議論が進んでいます。

そこで政府が懸念しているのは、外国人労働者に対して転職をそそのかし、その紹介料で利益を得ようとする悪質な斡旋業者やブローカーの台頭です。

その対策として、民間の職業紹介事業者はそのような転職への関与してはならないルールにする方向で調整に入っています。

転職に関与していいのは、非営利の監理団体とする方向です。

また、転職できる要件として、高いレベルの日本語の試験に合格することを課すことも検討されています。

▼出典一時事通信：自民、政府の「育成就労」案了承 転籍制限「1～2年」  
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024020501018&g=pol>

## 留学生の専門学校への入学要件である日本語学校通学期間を厳格化

外国人留学生で大学・専門学校に入学した者が、実は就労目的で、所在不明になるケースが相次いでいることを政府が問題視し、真に日本語習得の目的の人だけに在留資格「留学」を付与できるよう、要件を厳格化する方針で動いているとの産経の報道がありました。

現行では、留学生が専門学校に入学するのに、日本語学校の通学期間が最低6カ月間必要でしたが、それが一年間に厳格化される方向。

また、過去に、実は就労目的で所在不明者を多く発生させた学校には、留学生受け入れ停止の措置。つまり、外国人がその学校に入学して学ぶということでは在留資格「留学」が付与されなくなるということです。

政府は、上記のように、外国人の在留資格付与基準を定めた「上陸基準省令」を改正する方針を固めており、パブリックコメントを行い、早期改正を目指しています。

▼出典一産経：不適正大学への留学停止へ、政府が省令改正方針 所在不明問題で  
<https://www.sankei.com/article/20240216-Y4TIFZTAZBLZVJ45UJBRNJEXZU/>

## 永住者、納税義務を適正に守らない者は在留資格を取り消しへ

いちど「永住者」の在留資格の許可を得た外国人でも、その後に税金や保険料の未納が特に続いた場合、その「永住者」の在留資格が取り消しになる法改正の検討が政府で始まりました。

特定技能2号の対象職種がほぼ全ての特定技能の対象業種に拡大されたことにより、外国人が単純作業の仕事をするだけで永住できるようになりました。そのことにより、これから永住者の在留資格を取得して日本に永住しようとする外国人が非常に多くなってきます。

一方で、現在のルールでは、永住者がどれだけ税金や保険料などを滞納していても永住していくことが可能となっているため、将来、外国人の無年金者や生活保護受給者が溢れてしまうのではないかと懸念の声が、特に地方自治体から上がっていました。

▼出典一日経：外国人の永住許可、税・社会保険料の滞納で取り消し検討  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA05AQN0V00C24A200000/>

## 在留特別許可の判断基準を明確化へ

在留特別許可の判断されるポイントが少し明確化され、新しいガイドラインが発表されました。積極的に評価されるポイントとしては、第一前提として、子供がいること、です。

在留特別許可とは。厳密に言えば、在留特別許可という申請はありません。

不法滞在をしていた者が出頭したり逮捕されたりして収容されてから、在留を継続させて欲しいとアピールができるチャンス、審査が3回あります。

不法滞在とは、許可されている在留期間を更新せずに期限が過ぎてもそのまま滞在している外国人のことをいったり、偽造や他人の在留カードを使って滞在していたり、日本人と偽装結婚して合法滞在を装って滞在している外国人のことをいいます。

1回目の審査「違反審査」もしくは2回目の審査「口頭審理」によって在留継続の許可がでたとき、その許可についての呼び名については、ただそのまま、「在留継続（放免）」の許可がでた、と呼ばれます。

最後である3回目の審査「異議申立て」によって在留継続の許可がでたとき、そのラストチャンスである3回目の審査によって在留継続の許可がでたことを、結果的に、「在留特別許可」がでた、と呼ばれています。

そのように、不法滞在していたにもかかわらず、特別に日本に引き続き在留することを認められるには、これまでは、明確な要件があるというわけではなく、あくまで入管の裁量判断によるものであり、よっぽどのっぴきならない特別な事情があると認められ、人道的にも特別に在留を許可すべきだろうと判断された場合に限定されていました。

特に、日本人・永住者・定住者と結婚していたりして強い身分関係がある場合。日本人と結婚してその間に子供（日本国籍）がいる場合。自身が永住許可を受けている場合。または、人身取引で支配下に置かれていた状況があったりして不可抗力な事情がある場合などがありません。

上記のような、のっぴきならない極めて特別な事情が必要なことは変わりませんが、この度、その裁量判断されるポイントが少し明確化され、新しいガイドラインが発表されました。

積極的に評価されるポイントとしては、第一前提として、子供がいること、です。

その子供と本人が共に日本で生活していくことについての子供にとっての利益を保護しなければならない必要性が高いかどうか。また、本人が日本の地域社会と高い関係性を構築しているか、についても重要視されるとのことです。

また、他にも、永住許可を受けている、以前日本国籍を持っていた、人身売買で他人の支配下に置かれていた、難民・準難民の認定を受けていた、困難な病気で体調が著しく悪く日本で治療を受けなければ命が危ない、などの事情についても、積極評価がなされるとのこと。

逆に、例えば前科があったり、監理措置の対象になっている外国人は消極評価がなされるとのことです。

※監理措置：国外退去とされた外国人を入管施設に収容せずに送還手続きを進めること

▼出入国在留管理庁：令和5年入管法等改正法の施行に伴う在留特別許可に係るガイドラインの見直しについて

[https://www.moj.go.jp/isa/deportation/resources/nyukan\\_nyukan85\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/deportation/resources/nyukan_nyukan85_00001.html)

## 4月以降、入国手続きが短縮化へ

入国手続きが短縮化へ。4月以降に本格開始。これまでは、入管と税関で所管する省庁が異なることから入国審査と税関検査でそれぞれパスポート・顔写真の確認が必要でしたが、今後は入管と税関がデータを共有する仕組みが新たにできることで、入国審査での確認だけで済み、税関検査では顔認証だけで通過できるようになります。ただし、無条件で全員が対象というわけではなく、事前にVisitJapanWebという入国手続き支援サイトに必要な情報を登録してきた人限定です。

▼出典—NHK NEWS WEB：入国手続き短縮化へ 入管や税関による審査を1月から一部統合  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231222/k10014295561000.html>

## 在留カードとマイナンバーカードが一体化へ

在留カードとマイナンバーカードが一体化した新しいカードが2025年度にも開始へとの日経の報道がありました。それぞれのカードを別個に所持しなくても、どちらのカードの機能を使えるようにして、役所の事務負担の軽減化も狙う。政府は3月中にも関連法案を国会に提出する方針。

▼出典：日経：「外国人在留+マイナンバー」一体の新カード発行へ  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA214M00R20C24A2000000/>

## デジタルノマド（リモートワーカー）に就労ビザを新設へ

デジタルノマド(リモートワーカー)に在留資格を新設へ。ビザ免除対象+日本と租税条約締結している国(49か国)の国籍者限定。6か月滞在可能。家族帯同可。在留資格は「特定活動」。さっそく今年2024年3月に省令・告示の整備へ。

「ノマド」とは、遊牧民という意味です。  
働く場所に縛られず、カフェやコワーキングスペースなど色々な場所で働く人を指します。

そして「デジタルノマド」とは、そんなノマドで、IT技術を活用して、特に、国内・国外問わずに場所に縛られずリモートで働く人々を指します。世界で3500万人も存在するといわれ、市場規模は約110兆円もあります。

こちらの在留資格の取得要件は、まず、国籍が限られています。ビザなしで日本とその国を往来できる国、ビザ（査証）が免除される対象国であり、なおかつ日本と租税条約を締結している国です。49か国限定となっており、たとえば、アメリカ・イギリス・韓国・台湾・オーストラリア・シンガポールなどがあります。

その他の要件は、年収が1000万円以上あること。民間の医療保険に加入していることです。

これまではこのようなデジタルノマドの人たちは色々な国や場所でリモートワークをするなかで、日本でそれをやろうとすると、それが可能な在留資格が「短期滞在」ぐらいしかなく、最長90日間しか滞在することができませんでした。

さっそく今年2024年2月からパブリックコメントを受け付け、3月中に関係省令・告示を整える方向で政府が調整に入っています。

▼出典—NHK NEWS WEB

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240202/k10014344561000.html>

## 外国人労働者の数が200万人超え

遂に！日本で働く外国人労働者数が200万人超え！国籍別で最も増加率が高いのはインドネシア・ミャンマー・ネパール。インドネシアは前年から56%、ミャンマーは49%も増加しました。技能実習制度はまもなく廃止しようとしてますが約7万人も増えています。外国人労働者が特に多い都道府県はやはり東名阪。

▼厚生労働省：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37084.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html)

## 在留資格の取り消し処分、前年より10%以上も増加

「在留資格の取り消し制度」というものがあり、在留資格に関連することで不正を行っている疑わしい外国人には入国警備官による実態調査が行われ、不正と判断されると、在留資格が取り消され出国が命じられます。例えば、就労ビザの許可を得るのに虚偽の学歴を申請していたのが発覚したりして、偽りや不正な手段で在留資格の許可を得た場合、または、留学生なのに学校に行かずアルバイトばかりしていたり、許可を得た在留資格の所定の活動を一定期間以上適正に行っていない場合などがそれに該当します。

そのように在留資格の取り消しを受けた外国人は、2023年で1240人おり、前年より10%以上増加していると出入国在留管理庁が統計を発表しました。

▼出入国在留管理庁：令和5年の「在留資格取消件数」について

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/11\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/11_00033.html)

## 外国人の在留者数、過去最多を更新。341万人

日本に在留する外国人の人数が341万人にも上り、過去最多を更新（2023年末時点）。特筆すべきは、インドネシア人とミャンマー人の激増。対前年比の増減率をみると、中国が7%増、ベトナムが15%増に対し、インドネシアはなんと50%増、ミャンマーにいたっては53%増にもなっています。また、九州地方における外国人の人数の激増も注目です。

▼出入国在留管理庁：令和5年末現在における在留外国人数について

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00040.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html)



## 不法残留者、6割以上が短期滞在からそのまま日本に居続けているケース

不法残留者とは、許可された在留期間を超えても更新許可を得ることなく不正に滞在している者のことをいいます。その多くは日本のどこかの会社で不法就労していると思われます（法務省統計）。不法残留者の人数は、前年より12%も増加し、7万9千人にも上ります。その6割以上が短期滞在で日本にやって来て、そのまま日本に滞在し続けているケース。インドネシア人の不法残留者が前年比で42%も増加。タイ人の不法残留者の全体に占める割合も14%にも上っています。

▼出入国在留管理庁：本邦における不法残留者数について（令和6年1月1日現在）

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00041.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00041.html)

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。

# 関係閣僚 コメントPick Up

## 新制度「育成就労」の新設について



法務大臣会見  
2024.3.15

特定技能制度と技能実習制度にずれがあったわけですね。特定技能のほうは、明らかに人材確保ということで仕組みられた制度です。こちら（技能実習制度）は国際貢献でしたけれども、目標を合わせることによって、制度の整合性も図っていく必要があるということになりました。人材育成と人材確保という観点から、特定技能と従来の技能実習の整合性をとる。そしてその中で、働く方々の労働者性というものをより強く広く認めていこうという考え方も取り入れました。転籍の制限、これを自由意志に基づく転籍を認めていく、やむを得ない事情による転籍についても明確化する、範囲をしっかりと特定していく。そういう取組をすることによって、結果としてより長く日本に滞在していただいて、スキルアップをしていただいて、共生社会の実現に貢献していただきたい。そういう思いを持って、今回の法律案を企画し、立案したところであります。

## 特定技能の受入れ可能職種の新たな追加について



法務大臣会見  
2024.3.29

「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」、そして「閣議」での決定であります。本日の会議及び閣議において、特定技能1号について、対象分野を12分野から新たに4分野追加し、16分野に拡大することを決定しました。また、この16分野の本年4月から向こう5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込み数の総数を82万人と決定いたしました。

特定技能でありますけれども、（施行から）5年を経過しようとしているわけですが、5年前に比べると、やはり人手不足への対応、その必要性は、日本の社会全般において高まってきていると思います。そういう意味では特定技能外国人の受入れへのニーズというのが高まっているし、これからも高まっていくことは、間違いのないと思います。

新制度「育成就労」の創設  
技能実習制度の廃止  
閣議決定。



2027年までに実現される見通し



技能実習制度の廃止とそれに代わる新制度「育成就労」の創設について閣議決定されました。法案は今国会に提出され成立後、2027年までに実現される見通しです。

遂に約30年もの長きにわたって運用されてきた技能実習制度が廃止されます。

技能実習制度の最大の批判されるポイントであった転職制限は、新制度では、入社後1~2年で要件を満たせば転職が可能になります。ただし、転職の際は、民間の人材紹介会社がそれに介入することは禁止される方向。ハローワークや現在の技能実習制度の監理団体（監理支援機関）などに限定されるそうです。

技能実習制度では、受け入れる企業と実習生の間で運用を管理すべき立ち位置の監理団体が、本来その立ち位置で持つべき中立性や独立性が適正に確保されているのか疑問視されていたことから、新制度で受入れを仲介する監理支援機関（おそらく現行の技能実習制度の監理団体がまた改めて要件を満たせばその機関として活動できるようになりそう）に対して、外部監査人の設置を義務付けるようにするそうです。

また、現在、企業が外国人を不法就労させたりする違法行為が増えていることから、その不法就労助長罪の刑の内容をより一層厳しく取り締まる法改正も行われる方向性です。

新制度「育成就労」を管理する政府機関「外国人育成就労機構」も新設とのことです。

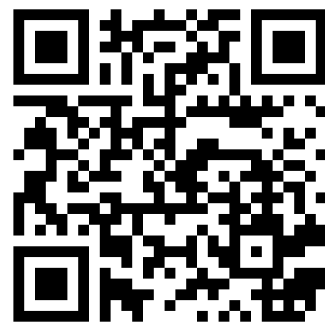


外国人雇用に関する  
注目ニュースやお役立ちトピックなど  
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー  
3900 突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。